

県直営による公の施設の管理運営状況

施設の名称	群馬県立高崎産業技術専門校
所在地	高崎市山名町1268
所管部局・課	産業経済部 労働政策課

1 施設の設置根拠(法律、条例等)

職業能力開発促進法、群馬県立産業技術専門校の設置及び運営に関する条例

2 施設の役割

<p>(1) 設置目的 国及び都道府県は、労働者が段階的かつ体系的に職業に必要な技能及びこれに関する知識を習得することができるように、職業能力開発施設を設置して職業訓練を行うものとする。(職業能力開発促進法第15条の6より抜粋)</p> <p>(2) 設置当初の状況 戦前は軍需産業のための工員養成として、戦後は傷病兵や戦地引き揚げ者のための職業訓練を行う施設として設置された職業補導所は、高度成長期に経済と社会の発展を目的とした産業界へ人材を輩出する施設へと目的を変え、昭和44年の職業能力開発促進法制定と共に現在の職業能力開発施設(職業訓練校)として整備された。このときは、中卒者(一部高卒者)を中心とした若年者の養成訓練が中心であった。</p> <p>(3) 施設を取り巻く現状 県内産業の成長と高学歴化が進み、訓練内容の高度化と、高卒者訓練が求められるようになった。このことから、訓練の高卒課程化が進み、また、技術技能レベルも高度な内容へと変革し、県内に6校あった訓練校は「産業技術専門校」として3校に統合され、現場を担う高度な人材を送り出す施設へと変遷していった。 高崎産業技術専門校は多種多様な職種への就業を目指した、バラエティに富んだ科目を設定している。また、中卒者や高校中退者等にも配慮し、若年者の再チャレンジ制度を豊富に備えるなど、積極的に支援している。</p>
--

3 施設の概要

設置年月日	平成11年4月1日
敷地面積(所有者)	敷地面積 約35,306平方メートル(県所有)
主な施設(床面積、階数等)	床面積 約12,533平方メートル 本館棟3階建(講堂を合体施工)、実習棟2階建2棟、実習棟2階建1棟
建設費	約5,600,000千円

◇入園料・利用料等

◇利用時間(休館日)

区分	金額	平日 8:40~15:50(授業時間)
施設内訓練普通課程入校関係費用	試験料2,200円 入校料5,650円	
施設内訓練普通課程授業料	9,900円/月	
在職者訓練受講料	800円/1時間	

4 施設における実施事業

(1) 施設内訓練

職業能力開発促進法では、職業訓練を高度職業訓練(職業に必要な高度な技能及び知識を習得するための訓練)と普通職業訓練(高度職業訓練以外の訓練)に区分しており、産業技術専門校では後者の普通職業訓練(普通課程)を実施している。施設内訓練は、専門校の施設内で実施している常設の訓練である。

(2) スキルアップセミナー

在職者を対象に、基礎的な技能の習得及び資格習得を容易にすることを目標として短期間の訓練を産業技術専門校において実施している。普通職業訓練の短期課程で実施している。

5 管理運営コストの状況

施設の管理運営に係る収支 ※施設の管理運営に係る県の歳入・歳出を記載

(千円)

区 分	5年度(決算額)	4年度(決算額)	3年度(決算額)	2年度(決算額)	元年度(決算額)	H30年度(決算額)	H29年度(決算額)
歳 入(①)	86,484	87,611	92,814	120,131	88,610	94,160	86,246
使用料	10,002	12,493	13,879	13,979	17,254	15,730	17,005
国庫	74,727	73,799	77,655	105,162	70,208	76,971	67,864
その他	1,755	1,319	1,280	990	1,148	1,459	1,377
歳 出(②)	229,590	226,777	231,031	275,021	217,313	236,739	232,572
常勤職員	156,776	160,751	155,341	156,308	159,877	159,440	162,230
非常勤職員	11,939	11,456	10,952	10,463	9,688	9,954	9,531
修繕費	1,330	1,227	429	1,421	1,902	2,218	1,219
委託費	14,949	15,194	14,481	14,922	17,422	16,819	16,680
その他	44,596	38,149	49,828	91,907	28,424	48,308	42,912
歳入・歳出の差額(①-②)	-143,106	-139,166	-138,217	-154,890	-128,703	-142,579	-146,326
歳入・歳出の主な増減理由	実習用機械の購入内容等が年度により異なるため、R2年度に対しR元年度とR3年度では歳出の増減の幅が大きくなっている。また、これに伴い国庫金の歳入も増減した。						

6 職員の状況(各年度4月1日現在)

(人)

	5年度	4年度	3年度	2年度	元年度	H30年度	H29年度
常勤職員	18	19	18	18	20	20	19
非常勤職員	6	6	6	5	5	5	5
合 計	24	25	24	23	25	25	24

7 施設利用の状況

①年度別の利用者数(施設内訓練生)

区 分	5年度※1	4年度	3年度	2年度	元年度	H30年度	H29年度
訓練生数実人数(人)	87	106	117	123	149	132	148
目標利用者数(人)※2	-	-	-	-	-	-	-
施設稼働率(%)※3	-	-	-	-	-	-	-
稼働率対象施設(設備)							
利用者の主な増減理由							

※1 令和5年度末時点の利用者数

※2 目標利用者数を設定していない場合は無記入

※3 施設稼働率の概念が当てはまらない施設は無記入

②年度別の利用者数(在職者訓練受講者)

区 分	5年度※1	4年度	3年度	2年度	元年度	H30年度	H29年度
年間受講者総数(人)	98	143	180	107	195	231	317
有料受講者数(人)	83	135	139	55	111	164	213
無料受講者数(人)	15	8	41	52	84	67	104
目標利用者数(人)※2	-	-	-	-	-	-	-
施設稼働率(%)※3	-	-	-	-	-	-	-
稼働率対象施設(設備)							
利用者の主な増減理由							

※1 年間見込み数を記入 → 令和5年度末時点の利用者数

※2 目標利用者数を設定していない場合は無記入

※3 施設稼働率の概念が当てはまらない施設は無記入

8 必要性及び管理運営方法についての方向性

区分	内 容
施設の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高崎産業技術専門校は、職業能力開発促進法で県が設置するものとされている職業能力開発校であり、施設内訓練及び在職者訓練を実施している。施設内訓練では、労働力人口の減少が懸念される中、新卒者を中心に、民間では実施していない、又は校での実施の方が効率的・効果的に行える訓練(ものづくり人材の育成)を実施しており、ものづくり産業を支える若年技能者を産業界に輩出し、産業界から高く評価されている。 ・ また、在職者訓練では、産業技術専門校における企業等の在職者のスキルアップのための訓練を実施し、企業の人材育成を支援している。 ・ 廃止した場合には、ものづくり人材の育成・確保、企業の人材育成支援の役割・機能を果たせなくなる。 ・ 高崎産業技術専門校は、民間との役割分担のもと、その役割・機能を十分に担っている現状に鑑み、県の施設として現在のまま存続することが適当である。
指定管理者制度	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者制度への移行については、結果が求められる中で事業の採算性が見込めないことから、民間事業者等がどこまで対応できるか懸念される。万一、移行しても、事業の継続ができなくなった場合には指導員の技術や技能が途切れ、人的問題から県直営での再開は困難であることから、現段階では、国や他県の動向を見据えながら慎重に検討していく必要がある。
業務等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産業技術専門校としての役割・機能を十分に果たせるよう、コスト削減やサービス効率化、県民ニーズの把握と業務へのフィードバック、施設のPR等にこれからも努めていく。
施設運営に当たっての課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者については入校定員があり、また、18歳人口の減少等もあることから劇的な増加は難しい。 ・ 建物老朽化による修繕が必要になりつつある。